



第3期津山市教育振興基本計画の概要

I 第3期津山市教育振興基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

教育基本法第17条第2項の規定に基づいて「第3期津山市教育振興基本計画」を策定します。
本計画の策定に当たっては、「第2期津山市教育振興基本計画」（平成29年度～令和3年度）の成果と課題を鑑み、社会情勢の変化や「津山市教育大綱」「津山市第5次総合計画（平成28年度～令和7年度）」を踏まえて、今後の本市教育が目指すべき方向や計画期間中に取り組むべき具体的な施策、目標とする指標等を明らかにし、学校・家庭・地域が一体となって取り組めるよう、市民や保護者にもわかりやすい計画を策定します。

2 計画の期間

国や岡山県の教育振興基本計画との整合性を図るため、
本計画の期間は、**令和4年（2022）度から令和7年（2025）度まで**の4年間とします。

3 計画の範囲

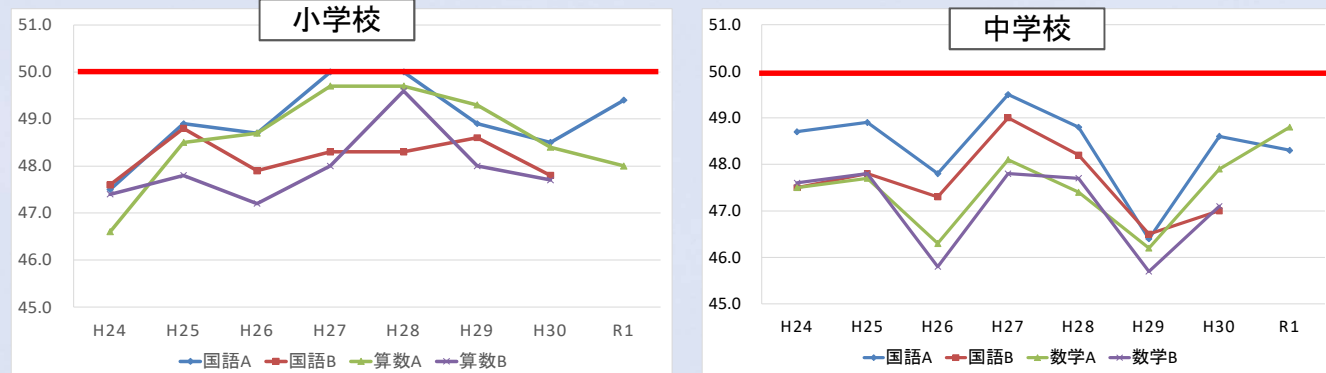
令和2年4月からの機構改革により、スポーツ、文化部門などが市長部局へ移管となったことに伴い、本計画は、教育委員会が所掌し施策を実施している幼児教育、学校教育、及び家庭・地域教育を対象範囲とします。ただし、教育委員会と協働して取り組む市長部局が所管する分野・施策の一部を含みます。
なお、県立・私立の学校・園については対象外とします。

II 教育の現状と課題

1 確かな学力の育成

学習定着の状況は改善の傾向にありますが、標準スコア（全国の平均正答率を50としたときの換算値）は全国を下回っている状況です。そのため、重点課題として「学びのサイクル」の確立（①授業⇒②家庭学習⇒③確認テスト⇒④補充学習）に向けた取組を全校で実施し、基礎的な学力や活用力の定着を図っています。

全国学力・学習状況調査（標準スコア）



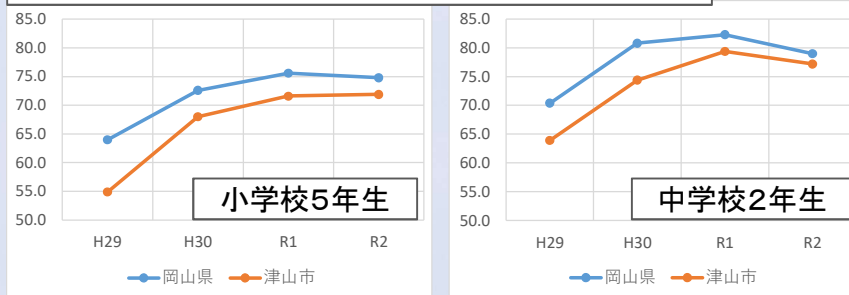
2 自己肯定感の醸成

（意欲・自信等の向上など）

わかる授業の実現に向けた授業改善や校内研究を進めるとともに、特別活動や道徳の充実等を通じて、自己存在感や充実感が得られる学校づくりに努めています。学力・学習状況調査での「自分には、よいところがあると思う」の設問に肯定的な回答をした割合については、上昇傾向にはあるものの、岡山県平均よりは低い状況です。

岡山県学力・学習状況調査

「自分には、よいところがあると思う」（肯定的な回答）



3 人間関係構築力・規範意識等の向上

地域社会に貢献できる子どもたちを育成するため、ボランティア活動や地域人材を活用した郷土学習・自然体験等を実施しています。今後も地域との絆を深め、郷土愛を育成するとともに、豊かな人間関係の構築や規範意識の向上のため、様々な体験や経験ができる環境を整えていく必要があります。

一方で不登校対策について、学校に心理や福祉の専門家を教育支援アドバイザーとして派遣したり、長期欠席の状況に応じて登校支援員を配置するなど、欠席が続く児童生徒への対応を行っていましたが、不登校出現率が小中学校ともに高い状態が続いています。

4 学校教育の質の向上に向けたICTの活用

昨年度、児童生徒用パソコンの整備と校内ネットワークの増強を行いました。
また、東京学芸大学やN T T西日本、N T Tドコモと連携し、ICTを活用した新たな学びへの研究を進めています。今後も、ICTを最適に組み合わせた授業改善の方法を研究するとともに、教職員の資質・能力向上のための研修等の充実、教育データを分析・利活用できる環境整備等を進め、すべての児童生徒の可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現していく必要があります。

5 郷土愛と国際性を育む教育

情報通信技術の進展等により、インターネットを通じて文化や言語の異なる人たちと交流する機会が飛躍的に拡大しています。こうしたなか、本市では郷土学習を通じて郷土愛を育成するとともに、郷土の素晴らしさを世界に発信し、世界とつながって郷土の発展に寄与できる津山人を育成するために、国際交流や英語学習等を充実させることで、優れた国際感覚や異なる文化を理解し尊重する態度を身に付けることが重要と考えます。

III 津山市の目指す教育

情報化の進展やSociety5.0時代においても、本市教育の使命は、

- ①自らの将来（進路）を自らの力で切り開くひとの育成
 - ②ふるさとに誇りと愛着をもち、自己肯定感を高め、地域や社会に貢献できるひとの育成
- と考えます。また、本市の教育の現状や教育大綱を踏まえ、目指す人間像として、次の3点を掲げます。

【本市の教育が目指す人間像】



さらに、目指す人間像を踏まえた教育基本理念（目指す教育）を次に掲げます。ここで言う「つなぐ力」とは、個人の学びから一歩踏み出し、ともに学びあうことで、その成果を広く社会の中に活かすことのできる基礎となる力とします。

【教育基本理念】

**自立し 心豊かにたくましく
「つなぐ力」を育む**

「自立」のためには、主体性の育成と知・徳・体のバランスのとれた育成が、「心豊かにたくましく」には自他を尊重し豊かな人間関係の中で自己肯定感や道徳性を育成することが必要です。そして、「つなぐ力」には、人とつながり、地域とつながり、世界とつながり、歴史や文化とつながる力などを育成し、郷土の発展に貢献できる津山人を育てることが重要です。その具現化を図るために、11の基本目標を柱に教育施策を推進していきます。

IV 第3期津山市教育振興基本計画の体系

◆今後4年間で取り組む教育施策の方向性

第3期計画の実施にあたっては、第2期計画を総括し、国県の計画や本市の総合計画、及び教育大綱を踏まえたうえで、今後4年間で教育基本理念と目指す人間像を実現するために、重点的に取り組む施策を体系化して記載しています。

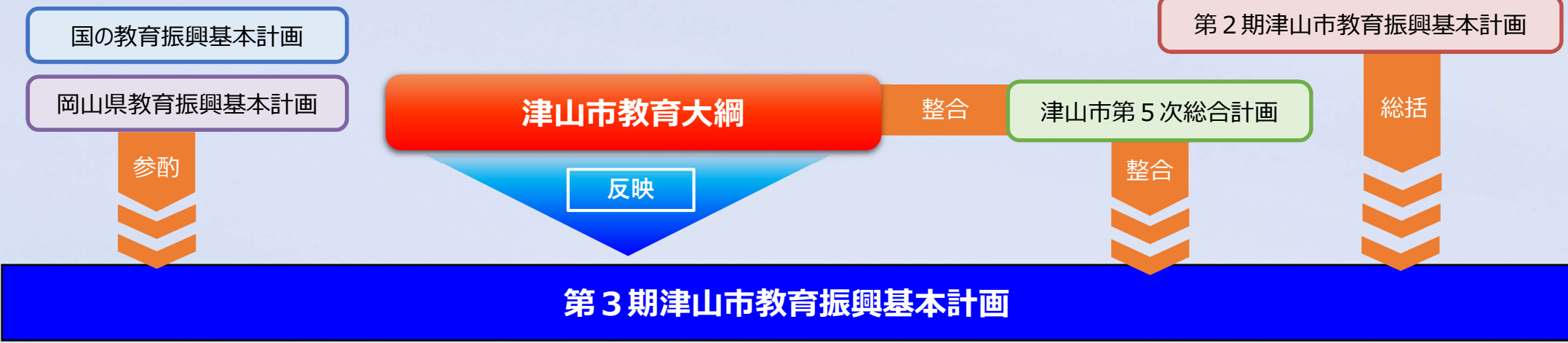
構成としましては、2つの基本的方向性に分けたうえで、以下のとおり基本目標と取組内容を設定しています。

「基本的方向性Ⅰ」

3つの目指す人間像ごとに基本目標を設定し、目標を達成するための取組内容を示しています。

「基本的方向性Ⅱ」

「基本的方向性Ⅰ」を支えるための環境づくりの観点から基本目標を設定し、目標を達成するための取組内容を示しています。



教育基本理念 自立し 心豊かにたくましく「つなぐ力」を育む

基本的方向性Ⅰ	目指す人間像	基本目標	主な取組内容
教育活動の推進・充実	(1) 自立	ア. 主体的に学ぶ意欲の育成	①質の高い幼児教育の提供 ②個別最適な学びと協働的な学びのためのICT教育の推進 ③ICTを活用した先進的な授業展開のあり方の調査・研究 ④主体的・対話的で深い学びを実現する学力向上対策の推進 ⑤小学校第1学年の落ち着いた学習環境の整備 ⑥学級編制の弾力化 ⑦キャリア教育の推進 ⑧奨学金貸付による経済的な支援 ⑨学び直しの機会の提供
		イ. 確かな学力の向上	①幼児教育と小学校教育の滑らかな接続（保幼小の連携） ②学力の実態把握（教育データの活用） ③わかる授業の推進と自己肯定感の醸成 ④「学びのサイクル」の具体化・見える化 ⑤英語力の向上 ⑥若手教員の育成 ⑦教職員の指導力向上
		ウ. 健やかな心と体の育成	①子育て支援の充実 ②リズムジャンプ等を取り入れた体力の向上 ③基本的な生活習慣の定着 ④教育活動を通じた食育の推進と食文化の継承 ⑤「食べる力」の育成と魅力ある献立づくり ⑥教育活動を通じた健康管理の推進 ⑦特別な配慮を必要とする幼児への支援 ⑧特別支援教育の推進 ⑨長期欠席・不登校への対策 ⑩子ども・若者の社会参加、自立支援 ⑪児童生徒の相談・支援体制の充実 ⑫青少年育成センター機能の充実（専門的知見の活用） ⑬青少年の体験活動の推進
	(2) つながり	ア. 自他を尊重する心の育成	①グローバル化に対応する教育の推進 ②多様性を認め合い他者を思いやる心の育成（人権教育の推進） ③いじめ・暴力行為への対策
		イ. 人や地域との豊かな人間関係の構築	①幼児教育における地域との交流活動の推進 ②コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進 ③地域学校協働活動の充実による社会性の育成 ④青少年の健全育成を支える地域社会の構築
		ウ. 道徳性や規範意識の醸成	①規範意識の醸成・向上 ②道徳心の育成 ③スマホ・インターネット対策の推進 ④関係機関等との連携による学校教育活動の支援
	(3) 郷土愛	ア. 津山の歴史・伝統・文化などを大切にする心の育成	①郷土愛の醸成 ②子ども観光ガイド育成塾の充実 ③異文化への理解と国際感覚の育成 ④教育活動を通じた食育の推進と食文化の継承【再掲】
		イ. ふるさと津山に誇りと愛着をもち、地域や社会に貢献できる人の育成	①つやま夢サポート（夢サポ） ②つやま元気大賞表彰の推進

基本的方向性Ⅱ	施策の方向性	基本目標	主な取組内容
教育環境の改善・充実	教育活動を支える環境づくり	ア. 安全・安心な学校づくり	①小中学校施設整備 ②安全安心対策 ③新型コロナウイルス感染症対策や各種環境衛生対策 ④安全安心に配慮した給食提供と食育センター施設・設備の整備
		イ. 良好な教育環境の維持・向上	①幼稚園ICT環境整備 ②学校ICT環境整備 ③小中学校の適正規模・適正配置 ④教職員の働き方改革 ⑤学校給食費の公会計化及び学校事務の効率化 ⑥相談・支援体制の充実【再掲】 ⑦青少年育成センター機能の充実（専門的知見の活用）【再掲】
		ウ. 総合的な連携体制の構築	①教育委員会活動の活性化 ②コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進【再掲】 ③親（保護者）学講座の推進